

○学校法人常翔学園成果有体物取扱規定

2013年9月13日

学園664

(目的)

第1条 この規定は、学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する大阪工業大学、摂南大学および広島国際大学(以下「各大学」という)の職員等が各大学における研究等の成果として作製した成果有体物の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、成果有体物の適正な管理、学外機関との円滑な研究協力および各大学の研究促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定に用いる用語については、つぎの定義による。

イ 職員等：つぎのいずれかに該当するものをいう。

a 各大学に勤務する専任の教育系および事務系職員、雇用期間を定めた職員(特任、嘱託、客員)、非常勤の職員のうちリサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター、テクニカル・サポーターおよびその他任用にあたって職務発明について契約がなされている者

b 学部学生、大学院学生、研究生、研修生、科目等履修生等の各大学において教育職員等に教育または研究指導を受けるすべての者

ロ 成果有体物：研究・教育の結果として、または研究・教育を行う過程において得られた材料、試料(試薬、微生物株、細胞株、ウイルス株、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、新素材、土壌、岩石等)、実験動物および試作品、実験装置、モデル品等ならびに関連する情報を記録した紙その他の媒体等であり、学術的価値、財産的価値その他の価値のあるつぎのいずれかに該当するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。

a 研究において創作または取得されたものであって、研究の目的を達成したことを示すもの

b 研究等において創作または取得されたものであって、aに規定するものを得るために利用されるもの

c aまたはbに規定するものを創作または取得する際に派生して創作または取得されたもの

ハ 職務上：成果有体物を得るに至る職員等の知的活動がその性質上各大学の教育、研究、臨床その他の事業の範囲に属し、かつ、当該職員等の各大学における現在または過去の職務に属すものをいう。

ニ 作製：成果有体物の創作、抽出または取得をいう。

- ホ 作製者：職員等として成果有体物の創作またはその指導を行った者をいう。
- へ 提供：成果有体物を有償または無償で学外機関において使用させるために譲渡または貸与することをいう。ただし、分析依頼のための提供および特許出願のための生物寄託を除く。
- ト 受領：成果有体物を学外機関から譲渡、借入等により各大学または職員等の管理下におくことをいう。

2 この規定において、成果有体物が増殖・繁殖可能なものである場合には、その子孫・増殖物も成果有体物とみなす。

(成果有体物の帰属)

第3条 職員等が、職務上もしくは修学上、創作または取得された成果有体物の所有権および成果有体物にかかる全ての権利・法的地位は、特段の定めがない限り学園に帰属する。また、成果有体物を一部改変したものについても、原成果有体物の権利者たる学園の権利が及ぶものとする。

(成果有体物の管理)

第4条 作製者および当該作製者から管理を委託された職員等(以下「成果有体物管理者」という。)は、当該成果有体物を第三者に持ち出され、および不必要な物理的劣化または記録媒体等の紛失もしくは消滅等を生じないように適切に管理しなければならない。

(成果有体物の公表)

第5条 職員等は、創作し、または取得した成果有体物(次条に定める秘密保持の義務を負う成果有体物を除く。次項において同じ。)について、原則として自己の判断で学外に公表することができる。

2 職員等は、他の職員等が単独もしくは共同で創作し、または取得した成果有体物を公表しようとする場合には、成果有体物管理者の承認を得なければならない。

(成果有体物の学内相互利用)

第6条 職員等は、つぎの各号のいずれかに該当する場合を除き、成果有体物について、成果有体物管理者の承諾を得た上で、各大学における研究のために利用することができる。

- イ 法令および学園の規則等に反するとき
- ロ 他人のプライバシーを侵害する可能性があるとき
- ハ 無断で第三者に提供する可能性があるとき
- ニ 契約により特段の制限があるとき

(成果有体物の届出)

第7条 成果有体物の創作・取得に関する各大学への届出は、原則として不要とする。ただし、学校法人常翔学園発明規定第3条の規定により届出を要する職務発明と密接な関係を有し、それ自体が技術移転の対象となる可能性のある成果有体物については、当該職務発明の届出に際して、当該成果有体物の創作・取得に関する情報を発明届に記載しなければならない。

(学外機関等からの成果有体物の受入れ)

第8条 職員等は、学外機関等から成果有体物を受け入れる場合には、成果有体物を受け入れることが学園の規則等に抵触しないことを確認しなければならない。

2 学外機関等から受け入れる成果有体物については、その受入れについて特段の届出を必要としないものとする。

3 学外機関等が学園との契約締結を求めた場合には、職員等は、稟議書につき書類を添付し、学部長等の承認を経たうえ、取扱部署を経て、学長の決裁を得なければならない。この場合において、理事長は、成果有体物の受入れに関する契約書の締結に関する権限を学長に委任し、学園の契約者を学長とする。ただし、成果有体物の受入れに関する契約書の内容等により、特に必要がある場合は、契約者を理事長とする。

イ 成果有体物の受入れに関する契約書

ロ その他学長または研究支援部署の長が必要と認めたもの

(産業利用目的の成果有体物の提供)

第9条 職員等が、産業利用を目的として成果有体物を企業等学外機関等に提供しようとする場合には、職員等は、稟議書につき書類を添付し、学部長等の承認を経たうえ、取扱部署を経て、学長の決裁を得なければならない。この場合において、理事長は、成果有体物の受入れに関する契約書の締結に関する権限を学長に委任し、学園の契約者を学長とする。ただし、成果有体物の受入れに関する契約書の内容等により、特に必要がある場合は、契約者を理事長とする。

イ 学外機関等が作成した成果有体物提供申請書

ロ 成果有体物の提供に関する契約書

ハ 提供する成果有体物の作製者が、他の職員等である場合(共同作製の場合を含む。)には、当該他の職員等からの承諾書

2 成果有体物を提供するに当たり、契約等により別段の定めがある場合を除き、原則として有償とする。

(学術交流活動目的の成果有体物の提供)

第10条 職員等が、学術交流活動を目的として成果有体物を企業等以外の学外機関に提供

する場合には、成果有体物管理者は、利害関係者の了承を得なければならない。この場合において、提供を行った成果有体物管理者は、受入学外機関から有体物受入れの確約書を提出させ、これを適切に保管するものとする。

- 2 学術交流活動を目的として提供する有体物に秘密情報が含まれるときは、職員等は、稟議書につき書類を添付し、学部長等の承認を経たうえ、取扱部署を経て、学長の決裁を得なければならない。この場合において、理事長は、成果有体物の受入れに関する契約書の締結に関する権限を学長に委任し、学園の契約者を学長とする。

イ 成果有体物の提供に関する契約書

ロ 提供する成果有体物の作製者が、他の職員等である場合(共同作製の場合を含む。)には、当該他の職員等からの承諾書

- 3 成果有体物を提供するに当たり、原則として無償とする。

(提供または受入れの禁止)

第11条 職員等は、成果有体物がつぎの各号のいずれかに該当する場合には、当該成果有体物の提供または受入れを行ってはならない。

イ 関係法令または学園規則等に違反するもの

ロ 国の定める倫理指針に違反するもの

ハ 学外機関の研究者が創作または取得したものであって、当該機関において提供が禁止されているもの

ニ 個人の情報が特定されるもの

ホ 生命に対し危険が生じるおそれのあるものまたは環境に重大な影響を与えるおそれのあるものであって、その安全対策および防止対策が確保されていないもの

ヘ その他各大学が提供または受入れを禁止したもの

(収入の経理)

第12条 各大学は、成果有体物を提供することにより収入を得たときは、提供に必要な経費を控除の上、収入総額の90%(千円未満の端数は切捨て)を作製者の研究室の研究費として配分する。

- 2 研究費の繰越しは、収入を受け入れた年度の翌年度までとする。

(守秘義務)

第13条 職員等は、成果有体物について、既に公表されたもの、公表することが認められたものおよび秘密を保持することを約した契約等の締結の下に開示することが認められたものを除き、他にこれを漏らしてはならない。

- 2 前項の守秘義務は、別段の取決めがない限り、職員等がその身分を失った後も適用する。

(退職等に伴う成果有体物の処分)

第14条 作製者は、退職等により学園の職員等としての身分を失ったときは、学園の職員等であった期間中に創作または取得した成果有体物について、学長の下承を得て、処分することができる。

(事務取扱)

第15条 この規定に関する事務の取扱部署は、つぎのとおりとする。

区分	取扱部署
大阪工業大学	研究支援・社会連携センター
摂南大学	研究支援・社会連携センター
広島国際大学	研究支援・社会連携センター

(細則)

第16条 この規定の施行に必要な細則、書類の様式等については、大学および学園の関係部署と協議のうえ、別にこれを定める。

(規定の改廃)

第17条 この規定の改廃は、各学長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2013年10月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2017年6月5日から施行し、2017年4月1日から適用する。